

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 3 月 7 日
【会社名】	株式会社スペースバリューホールディングス
【英訳名】	SPACE VALUE HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 森岡 直樹
【本店の所在の場所】	石川県金沢市金石北三丁目16番10号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝三丁目 4 番12号 (東京本社)
【電話番号】	(0 3) 5 4 3 9 - 6 0 7 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部総務部長 近藤 英朗
【縦覧に供する場所】	株式会社スペースバリューホールディングス東京本社 (東京都港区芝三丁目 4 番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年3月4日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年3月4日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、7,047,120株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2022年3月31日

効力発生日における発行可能株式総数
20株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更いたします。

本株式併合に係る議案が原案通り承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 株式併合の件	332,276	644	-	（注）	可決 99.8
第2号議案 定款一部変更の件	332,283	623	-	（注）	可決 99.8

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上